

## 第 35 回 MOF・NGO 定期協議議事録

◆ 日時 2007 年 6 月 22 日（金）

◆ 場所 財務省 中 422 会議室

### ◆ 財務省からの報告

1. アジア開発銀行とアフリカ開発銀行年次総会の報告
2. 世界銀行総裁の辞任と次期総裁の選出状況について

### ◆ NGO からの討議議題

1. MDBs がラオスのダムに関わる理由～ナムトゥン 2（WB・ADB）・ナムグム 3（ADB・JSF）への供与を例に～
2. ラオス・ナムトゥン 2 の移転村境界線問題について
3. バングラデシュ・フルバリ石炭採掘事業について（ADB）
4. サハリンⅡ 第二期計画の油流出対応計画について（JBIC）
5. マレーシア・パハン・セラゴール導水事業の環境社会影響について（JBIC）

### ◆ 出席者：

#### 【財務省国際局】

参事官室：渡部課長補佐、内田課長補佐、吉田（いずみ）係長、栗原係長

開発機関課：木村課長、吉田（修）課長補佐、端本課長補佐、田染課長補佐、広部課長補佐、佐藤係長、竹下係長、関口係長、牧野係長

#### 【NGO】

神崎、清水（以上、FoE-J）、松本、後藤、大垣、（以上、メコン・ウォッチ）、田辺、藤沼、日向（以上、JACSES）、高橋、川合、新井（日本ボランティアセンター）、石川（Green Movement）、大内（Transparency International Japan）、鈴木（アライズ総合法律事務所）、仲田（中央大学）

## ◆ 財務省からの報告

### 1. アジア開発銀行（ADB）とアフリカ開発銀行年次総会の報告

MOF 田染：

ADB 総会の件を簡単に報告したい。この中に ADB 総会に参加された方もいると思うが、5月の初めに京都で ADB 総会があった。10年に1度日本で開かれており、第30回 ADB 総会は1997年に福岡で開かれ、今回は第40回の総会で、京都で開かれた。全部で約3000人の参加者が集まり、各国の総務、財務大臣、政府関係者、あるいは支援団体の方々が参加した。今回は日本の財務大臣が総会の議長で、開会式あるいは各セッションで議長を務めた。総会では開会式にて議長演説があり、その後、ビジネスセッションにおいては、各国総務の演説が行われた。ADB 主催や他のスポンサー主催の各種セミナーも開催された。私からは日本の財務大臣の議長演説の内容と、各国の総務が何人か参加した総務セミナーで取り上げられた話についてご報告したい。

既にご存知の方もいると思うが、ウェブ等でも演説内容は公開されている。日本の議長演説では、まず経済の現状と、40年前の設立時からの ADB の貧困削減への貢献について述べた。10年前の福岡総会直後にアジア通貨危機が起こり、経済的にはアジア各国は厳しい状況であった。しかし、現在はそのような問題を克服し、8%を越える高成長を続けている。今後アジア太平洋地域が力強い成長を継続し、貧困削減あるいは、更なる経済成長を続けていくために必要なことが3つあると述べた。

ひとつは投資の促進である。主に民間投資を促進させ、それを成長の糧にすることが必要である。2つ目に、最近、特にクローズアップされ、色々な場で議論されているが、気候変動への対応も重要な課題であることを述べた。さらに科学技術、これは尾身大臣自身の持論でもあるが、先進国と途上国の間での共同研究を行って、それを開発に生かすことが重要であることに言及した。こうした投資の促進、気候変動、科学技術による協力で、ADB が果たす役割も大きく、ADB のそういった分野での役割にも期待すると述べた。

そして、日本の貢献として、今あげた分野の中で投資の促進と省エネを中心とする気候変動への対応という新しいイニシアティブを打ち出した。具体的には、投資の促進及び省エネの促進を目指し JBIC による円借款を ADB との協融等を交えながら5年で20億ドルを目途にしている。もう一つ、投資促進と省エネの二つの分野で新たなトラストファンドを ADB に設け、技術支援、あるいはグラントによる支援を行うことである。これらの基金には、5年で合計約1億ドルの拠出を計画している。現在、ADB 等と具体的な詳細を詰めている段階である。

また、総務セミナーについては、毎年異なるテーマに従って議論がされるが、今回は ADB 賢人会議の報告書を基にアジアの将来像について議論を行った。賢人会議の設置については、昨年ハイデラバード総会で総裁が演説の中で言及していたもの。賢人会議は UNCTAD の事務局長のスパチャイ氏が議長で、ソニー会長の出井さんなど 6 名のメンバーで構成され、今後のアジアの将来像、あるいはその中で ADB がどのような役割を果たすかについて報告している。今回の総会では、4月に発表されたものを踏まえ、セミナーの中でアジアの将来像について議論した。

ADB では賢人会議の今回の報告を踏まえて長期戦略の見直しを行うこととなっている。それは来年の総会に向け、これから議論しながら長期戦略を掲げていくことを計画している。今の長期戦略は 2000 年から 2015 年をカバーしているが、今はちょうど中間にあたる時期でもある。

賢人会議の報告書も既にウェブ等でも公開しておりサマリーは JRO(駐日代表事務所)のニュースリリースにあるので、ご関心があれば見て頂きたい。簡単に言うと、2020 年までにアジアが深刻な貧困を克服し、所得水準も上がって多くの人々が低所得国から中所得国に住むようになる。アジアの多くの国が低所得国から中所得国になることを前提にし、その中で ADB がどのような役割を果たしていくべきかをまとめた報告書である。これについては各国から意見があり、中には今後 ADB は貧困削減に取り組まないのかといった疑問があるが、決してそうではない。2020 年に向けて、アジアが今後も発展していくというひとつの前提を置いた上での報告書である。

今回、我々はホスト国として様々な準備や会議の対応などがあり、私自身は会議やセミナーに接することがあまり出来なかったのが、総会の全体の感じやセミナーがどうだったかなど、参加された方から意見、感想などを後ほど聞かせて頂ければありがたい。私からは以上である。

田辺：

賢人会議の見直しの中で、今後、貧困がある程度克服するだろうと予測されている。私自身は基本的にはニーズに合わせて、ADB の規模そのものを縮小していくべきだと考えるが、財務省として ADB の長期戦略を考える時に、この規模についてどう考えているかお聞きしたい。

MOF 田染：

長期戦略についての議論はまだそこまで進んでいないが、ADB が今後果たす役割がどの程度

あるか、ADBにどれだけニーズがあるかといったことも踏まえて検討していくことであると考える。特に日本にとっても ADB は重要な機関だと思われるので慎重に検討していく必要がある。例えば、通常資金と緩和された条件での資金をどうするかといった議論も出てくると思われ、こうした議論は重要だと認識している。

MOF 木村：

まさに田染が今申し上げた通り、長期的な規模も含めて将来的に ADB がどのような姿になるべきかは重要な話である。しかし、少なくとも足元の状況を申し上げれば、ADB のローンに対する需要はおそらく相当強く、成長を続けるアジアで、まだまだインフラに対する資金ニーズは非常に大きいと思う。ADB が縮小方向に向かうべきかをアジアの中所得国も含む発展途上国に尋ねても、そのような事はないという声が多く聞こえており、ますます大きな役割が規模も含めて期待されている。そのような期待が ADB に向けられているのは事実だと思う。それは例えば今回のセミナーでも、あるいは各国の演説でも、特に途上国の演説にはそういった内容が色濃く表れていたと思う。

松本：

実際、日本からご覧になってどうなのか。資金を借りる国にとって、総会の中で ADB の資金は要りませんから他に回して下さいとはなかなか言いにくいのではないかと。また、色々な資金源があるだけに危機感が借り手の方にあり、ここで ADB を重要視しておかないと忘れられてしまうかもしれないと思ひ、そういった話をしていたのではないかと。本当のニーズではなく、ADB の資金はつなぎ止めておく意味合いもあったのではないかと。そうした途上国側、現地側の思惑は置いておいて、日本もアメリカと並ぶ最大のドナー国であり、また ADF においては圧倒的に大きいわけで、その国としてはどのように考えるのか？

MOF 木村：

日本国としてしっかり議論していかなければならないと思う。私見だが、ADB の果たすべき役割は、変わりながらも存在すると考えている。賢人会議の報告に沿った回答になるが、例えば貧困は重大なチャレンジとして残っている。世界最大の貧困人口を抱えているのはアジアであり、貧困削減に取り組むことは引き続き重要である。一方それ以外にも、気候変動といった新たなチャレンジが出てきている。それに対しても、ADB ができることは依然として大きいと思う。それはファイナンシャル、つまりローンだけではなく、使い古された言葉ではあるが、ノレッジバンクとして相手国政府との対話を通じて、きちんとしたポリシーフレームワークを作らせることができることにもある。そうした中で影響力を及ぼすことができる機関として、期待される役割は大きいと思う。

松本：

単にファイナンスだけでなく、マルチのレベルでの交渉ができる機関、その中でファイナンスをうまく絡めながら発言をし、ある方向に向かっていくことができる機関として、我々は ADB を見てよろしいか。

MOF 木村：

まさにそうであると思う。それは今までもそうであったと思うし、これからもそうであると思う。実際、環境についてのセーフガードポリシーなどでは、いろいろと足りない点もあるかもしれないが、もし ADB がいない状況と比較すれば、やはり価値があったし、これからもあると思う。

MOF 端本：

個人的な見解だが、危機的な事態のために ADB を確保しておきたいという借り手国側の意図は確かにあると思う。それに関しては正当なことであると思う。民間資金が入ってきて、MDBs の役割が低くなったとは言え、金融危機が起こったときに民間は同じように貸し続けてくれるのか、という点必ずしもそうではない。そのような観点から MDBs が関与することは正当なことと思う。2 点目は、例えば環境のセーフガードもいろいろな援助機関がやっているが、MDBs がリードしてきた面があるのは事実だと思う

いろいろな問題があるセーフガードを十分に実施しながら仲介しなければならない大規模なプロジェクトを民間資金だけでどれだけできるのだろうか。他方で、おっしゃる通り、今ではアジアの途上国が受けている資金の中で ADB 資金はあまり多くないと思う。つまり、資金規模としてはそれほど影響がない。むしろ、セーフガードなどがしっかりと広い層に広がり、所得格差が拡がらない形で経済成長ができるようにすることが、ADB を始めとした MDBs の役割であると思う。したがって、ローンの規模を縮小すべきかについては、需要と供給のバランスの話でもあると思うが、将来必ず減る、あるいは増える方向にあるということは一概には言えない。

田辺：

私の懸念は、最近民間セクター融資の案件が増えていて、その中で ADB から資金を借りたいという需要はあると思うが、ADB がどこまで民間企業に出すのか、個々の案件を見ていく中でかなり疑問に感じている。民間セクターの案件の中で、貧困削減への影響がどこまであるのかという点で疑問を持つ案件がある。今後、ADB は民間セクターへの融資を拡大していくと思うが、何が歯止めになるのか。公共セクターは貧困削減を題目にした部分の需要は徐々に低くなっていくと思うが、マネジメントは自分の領域を増やしていくことを目指して動くので、そこにつられていくと、どんどん利益重視の方向に行ってしまうのではないかと懸念している。

MOF 端本：

おっしゃる通り民間セクターに關与する際に、民間機関にはない開発機関のアディッシヨナリティを厳しい目で見て議論していかなければならないと思う。そのような意味でおっしゃることは日々の業務で感じるころはある。実際、世銀グループの中でもそのような議論はある。これは本当に MDBs が融資すべき案件なのかという議論は日々ある。しかし、なかなか線引きが難しく、程度問題になる。おっしゃっている視点は、我々にとっても大切である。

MOF 広部：

アフリカ開発銀行総会は、5月16、17日の2日間、中国、上海の国際会議場で開催された。その前日15日に事務方の会議があり、16日、17日に総会が開催された。総会はADBと同じく各国の総務による演説がメインになる。今回、第42回の総会になる。アフリカ以外の国で開催されたのは2001年のスペイン・バレンシア以来である。総会には政府代表、国際機関、民間企業、NGOや報道関係者を含め2000人の参加があった。日本からは富田副大臣が代表として参加した。開会式では、中国の温家宝首相、ルワンダのカガメ大統領、カーボヴェルデのピレス大統領、マダガスカルのラヴァルマナナ大統領が壇上に上がった。そして、開会式が始まり、周小川中華人民銀行総裁がホスト国の議長を勤めた。

演説の中では、経済のグローバル化においてアフリカの貧困削減および開発は世界においても極めて重要な事項にあること、中国におけるMDBsの年次総会開催はアジア・アフリカにおける開発促進協力強化のためのよいスタートであることが語られた。続いて、アフリカ開発銀行のカベルカ総裁は、アジアとアフリカの経済的関係がここ5年間で急激に強化されていること、今回の総会はアジアの国々が外国からの援助への依存を速やかに卒業ができたこと、97年の通貨危機からすばやく立ち直って世界での経済成長の高いグループとして扱われたことについてアジアとアフリカがその経験を交換してパートナーシップを強化していると述べた。また、アフリカでは多くの国が5パーセントを超える経済成長を遂げている一方で、多くの人たちが困難な状況におかれていること、そのためアフ開として経済支援、中所得国支援、気候変動、開発援助効果を通してアジア・アフリカ支援を行っていることを述べた。

その後中国の温家宝首相は、中国がこれまでアフリカ諸国に行ったインフラ建設に対する支援の実績等を述べ、これまで109億元のアフリカ向け債権削減に加えて新たに100億元の債権放棄を行うことを決定したと発表した。その後のセッションにてわが国の代表として富田副大臣が次のような演説を行った。

わが国は、主に以下を述べた。ミレニアム開発目標達成に向けてアフ開グループの資金を有効に利用する。そのためにはアフ開グループの組織やガバナンスへの評価が必要である。債務を受けた国に対して再び持続可能なレベルを超えて債務を積み上げないことが必要である。こうした観点から全てのドナーが被支援国の債務を考慮した責任ある貸付を行うべきである。現在一部のドナーから借り入れ国の債務持続性を考慮しない融資が増えてきている現状を懸念する。アフ開が IMF や世銀と協力して全てのドナーが責任を持って貸付を行うように指導的な役割を果たして欲しい。アフ開との関係としてわが国は 3 位の出資国として貢献してきた。アフリカ開発基金としては第 1 位の出資をしている。アフリカの民間部分での開発支援では、2005 年 6 月の G 8 サミット財務大臣会議で、我が国はアフリカの民間セクターの開発のための共同イニシアティブ (EPSA) を設置することを発表し、既に複数の案件を実施している。

なお、来年の春に TICAD を開催する予定である。そして、2008 年 5 月 14 日、15 日に総会がモザンビークで開催されることも決定している。アジア・アフリカに関係したセミナーも開催予定である。

松本：

微妙な発言であったと思う。債務問題に絡んで一部のドナーが演説をして、具体的な名はあげていなかったが、かなり踏み込んだ声明だと思った。そのあたり日本政府の意図はあったか。

MOF 木村：

最近はずっと言っている。例えば去年のシンガポールぐらいから言っている。当然、具体的な名前は挙げないが、実務の中でも共通の問題意識がある。まさにイレスポンシブル・レンディングが話題になっていて、日本だけが言っているわけではない。中国でアフリカ開発銀行の総会が開かれているのに言わない理由はない。

松本：

その時に、中国の反応として、債務免除を次々と発表しているが、元々どのくらいの債務があって、どの程度免除にしたかについて、はっきりした数字は分からないが、どのように評価しているのか？中国側は最貧困国については債務凍結にしていると報告しているが、そのあたりどうなのか。

MOF 木村：

私たちにも分からない。アカウンタビリティの観点が非常に重要である。

松本：

それは世銀や IMF を通じても分からないのか。

MOF 木村：

分からない。全体像は完全には掴めない。1つ考えられる方法としては OECD の DAC を通じて ODA については情報を公開することであるが、現状はそうになっていない。だからこそ問題である。

高橋：

OECD の DAC に中国を、というのに何か具体的な動きはあるのか。

MOF 木村：

今のところはない。一つの例である。

松本：

一つ情報だが、今回上海でアフリカの NGO と中国の NGO で交流セミナーがあり、私も病気にならなければ財務省の方とコンタクトを取って見て回ろうと思った。これは初の試みだが債務の件やダムの移転問題、中国の資金によって起きている問題がアフリカであり、アフリカの NGO も中国側に伝えたいということで、関心のある NGO も上海に寄り 3 日間セミナーを行った。NGO のレベルでも、中国を悪者扱いするよりは、もう少し外に目を向けてもらうという活動を始めている。また、接点があれば財務省のご協力が欲しいこともあるので、この問題には関心を持って頂きたいと思っている。

## 2. 世界銀行総裁の辞任と次期総裁の選出状況について

MOF 端本：

世銀のウォルフォヴィッツ総裁は 6 月 30 日をもって辞任する。後任には米国のゼーリック氏が就任する見通し。ウォルフォヴィッツ総裁の辞任については今年 3 月末より各国のメディアで総裁と女性職員との関係があると報道されたが、その後、理事会での議論、それから世銀内部での調査があり、5 月 17 日にウォルフォヴィッツ総裁自身が辞任を表明した。総裁の辞任を受け、5 月 30 日にアメリカから、ゼーリック氏を世銀総裁の候補者に指名したい、という発表があった。世銀の理事会では、6 月 15 日まで他の候補者の立候補者を受け付けるということであったが、結果的にゼーリック氏以外の候補者が現れなかったため、同氏が次期総裁になる可能性が高い。既に、ゼーリック氏は 6 月 20 日に理事会と意見交換を行っており、来週 25 日の理事会で選出が行われる予定である。

大内：



アメリカが既得権益のような形でアメリカの代表を出すのは慣行として成立している。それでよいのか、疑問に感じる。

MOF 木村：

我々として一番大切なことは世銀が開発金融機関として、最もエフェクティブな仕事を遂行することである。貧困削減というミッションを最大限実行することが大切である。総裁のナショナルリティは副次的なことかもしれないが、やはり現実に今世界の経済のリーダーシップをとっている国のフルサポートを受けた人が総裁であることが、結果として世銀が常にミッションをフルに果たせることに結びつくのではないか。そういう考えに基づいて、世銀総裁選びが議題にあがった時に、財務省からは大臣が、世界の経済でリーダーシップをとっている国から、誰もが納得できる候補が出るのが非常に重要なことだと言っているわけである。ゼーリック氏について言えば、経験があり良い候補だと思われる。

大内：

ゼーリック氏は腐敗防止に関して、どのような考えを持っているのか？

MOF 木村：

まだ着任していないので、総裁としてのイニシアティブは具体的には明らかになっていないが、我々の理解する限りでは、腐敗への取り組みも含めて、今まで行ってきた取り組みは継続するという考えである。

MOF 端本：

腐敗防止の取り組みが経済成長、貧困削減に資することは統計的にも明らかになっている。世銀の理事会で意思決定しているので、新総裁がどういう考え方で進めるかは分からないが、腐敗防止の取り組みは世銀としての戦略を機関決定し、それに基づいて関係者との間で幅広く協議も行われている。

清水：

木村さんの応えから推測すると、財務省としては、世銀が効率的に機能するにはアメリカが一番良いとのことだが、一方で、例えば OECD や国連などの場合は、韓国やガーナの人がトップであり、またより民主的または公平な方法でトップが選ばれている。これらの機関がトップを選ぶ方法と、世銀がトップを選ぶ方法が違う意味はどこにあるのか。そして、OECD や国連に関しては、韓国の人になったから、もしくはガーナの人になったから、機関として効率的に動けないというわけではないと思うが、その点はどのように考えるか。

MOF 木村：

必ずしも財務省の見解ではないことをご理解頂きたいが、今出てきた国連や OECD と世銀はそれぞれ機関としての成り立ちが違う。投票のガバナンスも違うし、やっている仕事も、例えば国連は安全保障、OECD は突き詰めれば先進国の間での機関であり、世銀は発展途上国の経済成長、貧困削減を先進国の資金によって助ける機関である。よって、それぞれの機関によって成り立ちやマンデートが違う。世界経済をリードする国の人々が事務局のトップにいることによって、世銀が多くの先進国の資金を集められ、途上国を助けられる。

MOF 端本：

総裁は世銀の理事会で選出するので、各国は出資比率に応じた投票権があり、それに基づいて選出される。アメリカから出したからそのままなるわけではなく、プロセスを踏んで、そのプロセスの中で各国は意見を言うことになる。

高橋：

今回の問題は個人の問題として扱っているのか、それとも世銀の組織上の問題とと思っているのか。あくまで個人の問題という気もする。と言うのは、エイドエフェクティブネスの議論の中で、援助する側のアカウンタビリティの中でミューチュアルアカウンティビリティを求めていかなければならない、という議論があり、エイドアーキテクチャーをもう一度見直そうという議論がある。例えば、世銀なども含めて援助機関全体を見直す議論がもう少しあっても良いと思う。むしろこれを機会に日本として積極的に盛り上げていく動きはないのか。

MOF 端本：

ユーザーから見たエフェクティブネスに関しては今回のことに限らず、世銀の中でも相当議論されている。OECD の場でも世銀でも議論されている。実際 IDA という貧困国に資金を流す世銀の機関があるが、その中で投資をする際の議論の結果であるドナーレポートなどを見ても IDA 資金がエフェクティブに使われているかの相当な分析があるし、世銀の行っているオペレーションがどういう結果を出しているかの膨大なレポートも、世銀の独立の評価機関から出ている。OECD でも世銀でも同じような議論がなされている。今回の件に関しては、世銀の組織のマネジメントのあり方については見直しが必要だという意見ができていますので、そういう意味でも援助の効率性という観点だけではなく、世銀の組織がどう機能するかという観点からの見直しも見られている。それが理事会で話し合われる。そういった観点からの見直しも進められる。

## ◆ NGOからの討議議題

### 1. MDBsがラオスのダムに関わる理由～ナムトゥン2 (WB・ADB)・ナムグム3 (ADF・JSF)への供与を例に～

松本：

今議論したところと直接繋がってくると思うが、具体的な事業を通じてMDBsの役割を改めて議論したい。基本的にはナムトゥン2とナムグム3という二つのラオスのダム事業をテーマにする。ナムトゥン2についてはこれまで財務省と議論をしてきて、色々な論議を呼んだ。環境社会配慮はしっかりとやり、売電収入は貧困削減に結びつける、加えてナムトゥン2だけではなく、それをラオスの財政システムそのものをしっかりと作ることにつながっていくと言われた。それを前提としてだが、前回の協議会でも出したが、環境社会面の対応が本当に適切に行われているかと言えば、依然として非常に大きな疑問が残る。

参考資料の「ナムトゥン2発電プロジェクトの移転・補償問題」にいくつかポイントが書いてあるが、実際には移転する人たちの住居がまだ建てられておらず、農地がきちんと整備されていないという状況が続いている。ナムトゥン2に関しては補償をきちんと行うという事だったが、補償について住民はどのくらい理解しているのかを住民に聞き取り調査したところ非常に不安である。移転計画がしっかりと作られ、住民に対しても文書化して示されればはつきりすると思うが、それも公開されていない。加えてこの地域に住む人たちの多くは森林に頼って生活をしている。その中でコミュニティ林業は伐採の利益を村落の森林組合に寄与されるはずだったが、政府が伐採を牛耳ってしまい、現状ではしっかりした対応ができていない。

ナムトゥン2は発電後の水をセバンファイ川という別の川に流すことになっているが、その下流に住む人々が水没地域に住む人たちよりも更に多い。その地域の生計回復プログラムが遅れている現状があるにも関わらず、建設は急ピッチで進められている。MDBsが関与しているので、このような問題は適切に対応されると私たちは期待するが、果たしてどのようになるだろうか。全く関与しないよりは良いだろうという議論もあるが、このような深刻な問題を残したまま建設を進めることは、MDBsのレバレッジに対しても疑問を感じる。

2点目、次にラオス政府がナムトゥン2をさらに普遍的な国内の制度にするためにNational Policy on Environmental and Social Sustainability of the Hydropower Sectorを作っている。これは重要な動きだと考える。ラオス政府が自らナムトゥンで行ったことを国全体で行うと政策に盛り込んでいるわけである。この中には環境アセスメント報告書の公開についても含まれていて、きちんと事業者が情報センターを設けて情報公開を行うと書か

れている。しかし投資を行っている日本の企業に私たちが問い合わせをしたところ、情報公開はラオスの科学技術環境庁がすると返事をもらった。一方、公開をアメリカの NGO が同庁に求めたが、その返事はまだもらっていない。この件はラオス国内でも議論されている。従ってせっかく良い政策が作られたにもかかわらず、環境アセスメント報告書の公開という極めて基本的な所がまだ出来ていないと言える。

そして今回議論するところではないが、3 点目、一番財務省がこだわっていた貧困削減に結びつけるための歳入管理システムも整っていない。このように融資を決定する際にしっかり行うといった事がまだ道半ばである現状を踏まえ、ADB の JSF を使ったナムグム 3 ダムの事前調査があると聞いたので、次のような質問をしたいと思う。

1 点目、ナムトゥン 2 において JSF に要請をしたが断られたということを知った。しかし今回ナムグム 3 に JSF を供与するというがその理由は何か。2 点目、ナムグム川のダム開発については、日本の ODA の走りであるナムグム 1 を初め、ナムグム 2、ナムグム 3、そして中国が投資をしているナムグム 5 と次々と進められている。この段階で JSF を使った調査の結果は実際の事業にどのように活かされるのか教えて頂きたい。3 点目、ラオスのダムについて環境アセスメント報告書が公開されていないことは、今年 5 月 23 日に世界銀行とラオスの科学技術環境庁がビエンチェンで開催した Launching of Key Lao Environmental Outputs という会合でラオス政府側が認識していることが確認できた。出席した世界銀行の担当局長はそれを承知しているだろう。私はこうした良い政策がナムトゥン 2 のおかげで作られたと言うなら、適切に使われるべきだと考える。特に環境アセスメント報告書の公開については世界銀行や ADB はこうした事態を黙認せず、適切に公開されることを確保する責任があると思うが、財務省はどのように考えているのか。4 点目、ナムトゥン 2 について、移転問題などの当初の公約が、道半ばとは言え本当に今後適切に進められるのか危惧している。このまま次の支援を行えば、悪しき先例になってしまうと思う。問題の解決への道筋が付くまで新しいダムへの支援をすべきではないと考えるが、財務省の見解はどうか。5 点目、ラオス全体で次々とダム建設が進められている。多くは民間投資であって、オーストラリア、中国、ベトナム、タイ、アメリカ、日本も入っている。そうした中で公的融資機関である MDBs が幾つかのダム計画に関与する意義はどこにあるのか。これはダム計画の中における MDBs の役割についての話にも関わってくると思う。これについて財務省の考えを聞きたい。

MOF 田染：

まず 1 点目に対してだが、ナムトゥン 2 に関してその経緯を調べたところ、JSF に要請が上がってきた事実はない。つまり上がってきて承認しなかった訳ではない。おそらく ADB には別の TA リソースがあるので、そちらのほうで行ったということだろう。また、ナムグム 3 の

JSF の供与については JSF の運用ガイドラインに照らして審査し、わが国のバイの支援との関係等の観点から、外務省と現地大使館の意見を聴取した結果、問題がないということで JSF の関与が決まった。これはナムグム 3 の準備調査なので、その中で環境社会的影響の調査や河川の管理能力を高めるための政府や自治体のキャパシティをカバーできるようにするためのものである。こういう調査自体は必要なものであり、その環境社会的影響に対し支援調査を行い、キャパシティ・ビルディングを行う事の意義は疑いのないものである。また、わが国の信託基金でそういった支援を行えば、初期段階で意見を言うことも可能であり、それをきちんと活かしてもらおう。

次に 2 点目の質問に対してだが、環境社会的影響や住民移転への影響や対策を幅広く調査することになっているので、その結果をこれからの開発設計に組み込むことになる。

3 点目の質問に対してだが、ダム事業の環境情報が適切に公開されることを確保する責任があると思う。世銀も ADB もラオス政府あるいはナムトゥン電力公社に働きかけを行っており、これからも継続して公開の働きかけを行っていく。

4 点目の質問に関してだが、公約が確保されるまで新たなダムに支援するべきではないのではという意見だったが、確かに今回の公約の履行に一部で遅れが生じていることは把握しているし、そういった懸念があることも理解している。しかし、遅れが生じたことで今後のダムを作る上での支援を中止するのではなく、それぞれのプロジェクトにおいて幅広い関係者がおり、様々な影響を与える可能性があるため、もう少し色々な観点から慎重に考える必要があると思う。

5 点目の質問に対してだが、資金的な話であれば民間投資をクラウドアウトするべきではないと考える。一方で公的機関としての MDBs の関与の意義は環境社会面への適切な対応を確保するとか、支援を通じて MDBs が政策、制度の変更に関与することは意義があると思う。

松本：

最後におっしゃったように MDBs の役割はあると私も思うが、一方、プロジェクトベースで見ると世界銀行が自らの HP で賞賛するような状態とはとても思えない。政策はできたが EIA が公開されないと聞いた状況も起こっている。つまり、もし最後におっしゃった事が意義であるとするならば、このような状態をもっと早く改善する方法が考えられないか。財務省としてはワシントンやマニラに伝えていらっしゃるとは思う。しかし現状は遅々と進んでいないと我々は感じている。環境社会面への適切な対応や制度・政策の変更が MDBs において重要な役割であると言うならば、ただ言葉にするだけでなく、何かしらの方策はないのかと率直に思う。やはりナムトゥン 2 に関しても早く対応してもらいたい。世銀が関わ

ると違うなとクリティカルな NGO 側も思わざるを得ないようになって頂きたい。

MOF 木村：

おっしゃる事はごもっともだと思う。環境配慮面への適切な対応や制度・政策の変更が MDBs の関わる重要な意義だと考え、働きかけは今までも行ってきたし、これからも続けていく。しかし、うまくいかないからといって MDBs のエンゲージをやめてしまうと宣言してしまうというのはどうなのか、という点がこの NGO 協議会での一番のポイントなのではないかと思う。

松本：

つまり、我々としては、エンゲージがどこまで効果的なのか疑問であるということだ。しかも財務省が今まで MDBs に働きかけていたけれども、結果的に変わっていないという部分が我々の質問でいつも出てくる。それに対して、これからも言い続けると言われてもエンゲージがどこまで効果的なのか疑問を持ってしまうからこそ、ディスエンゲージを提案せざるを得ない。我々はエンゲージの程度を左右する事ができない。それは財務省側の舵取りに任すしかない。それで結果が出ないと、エンゲージが足りないと思うしかない。それならディスエンゲージしたらと思ってしまう。先ほどおっしゃった部分が重要なポイントだと思うが、どうやったらエンゲージしたまま、変わったと思えるのかを考える必要がある。

MOF 木村：

そこは意見が分かれるところであるが、我々としてはエンゲージを続けながら改善を続けたい。もうどうしようもなくなったら止めようというのはある。そこでディスエンゲージ戦略を採るということもあるかもしれない。しかし、ラオスのダムについて言えば満足する結果はまだ出ていないかもしれないが、努力を続けたいという事に尽きる。ではここで実際にディスエンゲージしたらどうなるのか。本当にラオス側のきちんとした対応がもたらされるのか。それもよく見極めなくてはならない。

松本：

そうであるならば、もう少し出来る事はないか。住民にとっては食べるものが不足しているとか、悪い住環境、衛生面の問題は、一生の話である。例えば衛生の問題で子供が死んでしまうというケースもある。つまりもう少しキャパシティが整ってからでは済ませられない部分もあると思う。現場で起きている移転の問題は現実に見に行けば分かる事なので何か対応はできないかと思う。

MOF 木村：

繰り返しになるが、そのために行っているという事もある。最新の状況として見て来てもらったことを、さらに強く論じていくことが我々に出来る事だと思う。それが Better than disengagement ではないか。つまりディスエンゲージしたところで、本当に現地で困っている人達が救われるのか。それは分からない。

松本：

それは始めたからだ。私たちは元々ナムタウン 2 を支援するべきではないという立場である。始めなかったらこんなことも起きないわけだ。始めてしまったらその事業をどうすることもできないと分かっているから、始まらないうちにサハリンなどと同じように始まる前に批判している。我々はスタート地点でこだわってしまう。

MOF 木村：

おっしゃる事は良く分かる。ナムタウン 2 での教訓も将来に向けて活用することができるのではないか。

松本：

同じようにナムグム 3 においても調査結果が出て大丈夫だと安堵の空気が流れ始め、事業を始めることになったとしてもどうだろう。実際にはナムタウン 2 で移転問題等が調査通りには進んでいないことを考えると、見解の違いかも知れないが、行わないより良かったという段階で満足するのか、もしくは MDBs の関与した事でこうなってしまったと思うのか。MDBs がナムグム 3 に関与することを決めた時点で我々は改めてこの 이슈 をとりあげたが、何も考えないで JSF がナムグム 3 の環境調査をすとか、キャパシティ・ビルディングをすということに関しては、別に悪い話だとは思わない。しかし、この先にもしナムタウン 2 のような結果が出てくるとしたら、MDBs の関与が果たして適切なのかと思ってしまう。

MOF 木村：

そういう点を確保したいから、JSF の関与が有効なのではないか。

松本：

問題があった時に適切な対処を確保して頂きたい。

## 2. ラオス・ナムタウン 2 の移転村境界線問題について

新井：

JVC の対象村のひとつであるトンコン村のナムタウン 2 ダムの影響について。トンコン村は

ナムトゥン 2 ダムが存在するナカイ郡とその隣のニョマラート郡の境界線に位置する。もともと、ナムトゥン 2 ダムを建設する時に行われた EIA の中で、ダムによってマイナスの影響を受けない地域、いわゆる想定外の地域だったところからナムトゥン 2 ダムによるマイナスの影響がでてきたことがわかっている。

具体的にどのような影響かと言うと、トンコン村のだいたい 3 分の 1 から上はもともとこの村の保護林にあたっていた。ところが、村人から、その保護林がナムトゥン 2 ダムの移転村の利用林とほぼ全て重なるという話が出ているが、はっきりとしたことが分からないということで、去年 JVC の会議で報告が上がってきた。うちの方でも地図などを用いて調べたところ、やはりだいたい 14,000 ヘクタールくらいになるが、このトンコン村の保護林全てがナムトゥン 2 の移転村の利用林に重なっていることで、現地の NTPC や世銀、ADB の方々と話をした。

ところが NTPC の方とナカイ郡で協議を持ったところ、移転村や影響の出る地域に対しての補償金の予算は組まれているが、その想定範囲外の地域に充たるところで影響が出た場合の予算は一切組んでいないことがわかった。よって、このトンコン村の村人が実際多くの林産物を取って生活の糧にしているこの森が失われたとしても、失われたものに対する補償の予算が全くないという話があった。

4 月 12 日にナムトゥン 2 ダム融資が決定した時に、財務省と NGO の特別な定期会議があったが、その中で石井参事官から、ナムトゥン 2 のような巨大プロジェクトに関しては、プロジェクトの開始前の想定を超える事態が生じることがあるが、予期していなかったことが起きた場合には、このナムトゥン 2 プロジェクトでは適切に対応していくといった話があったことが議事録に残っている。そういった財務省側からの説明を NGO としては受けたが、現地の JVC ラオスやプロジェクトの実施側の NTPC から伺った話としては、そういった想定外のところの影響に対する予算は一切ないという話だった。

今回の質問としては、一つは、紙面にもある通り、村人が生活の糧にしている保護林の代償、補償を NTPC が行うべきだと JVC としては考えるが、その辺りの財務省の見解を聞きたい。もうひとつ、紙面にはないが、村人が失う保護林は、自分たちの自給用に加え、林産物売って現金収入になっており、村人の生活を支えている。NTPC として話があったのは、村人が生活して保護林から得ているものが、日々食べているたけのこや川の魚といった家の資材を考え、一体どれぐらいの価値になるのか現金換算し、村人が実際その森を失ったことを換算した場合、どれぐらいの損失になるのか。そういった部分の調査を JVC として行ってくれないかという話を受けた。ところが JVC としては、もちろんそのような JVC が活動を行っている村のことだから調査を行うことは嫌ではないが、やはりこのナムトゥン 2



ダムが村人に与える影響の調査を責任を持って行っていくのは、プロジェクトの実施側の責任であって、そこで活動する NGO の責任ではないと考える。責任をもって NTPC に実施して頂きたいというのが私たちの見解である。以上補償と村人が受ける影響に関する調査というこの二点に関して財務省側としての見解を伺いたい。

MOF 竹下：

今ご指摘頂いたトンコン村の村民の生活手段に対して想定外の影響があるというのは認識している。世銀や ADB は共にラオス政府やナムテウン電力公社（NPTC）に要求をして、どのような損失が生じるのか調査を請求している。これについて世銀がモニターしているという話があり、責任の話で言えば、想定外の地域で起こった話というのは、一義的にはラオス政府、それから NTPC が責任を負うべきというのが世銀の考えである。しかし問題が持続的なので、調査の進展をモニターすることで、来週、世銀・ADB 関係者が現地で、今後について会合を行うと話がある。我々としても、その会合の進展を含めてこの問題については注視していきたい。

新井：

その会合というのはビエンチャンで行うのか。

MOF 田染：

ステークホルダー会議は 27 日にあるという話を ADB 側から聞いた。

MOF 竹下：

疑問に感じたのは、ナポー村が National Biodiversity Area に重なっていることと、ナムトウン 2 と直接関係があるのかよく分からない。ナポー村とナムトウン 2 の話は少し性質が違うように感じる。

新井：

全く別の話である。トンコン村とナポー村の話は別で、ナポー村の方は、NBCA になっているエリアの話なので、全く性質が違う話である。私がラオス政府から説明を受けた限りでは、そこは保護林で、保護区として守るが、村人の食料採取はそのまま継続できるという話だった。ただしそれはラオス政府の担当者レベルの話なので、向こうの政府側もレベルによって見解が違うことがあるので、クリアな情報がない。特に現地で生活する村人は、誰が何を言っているのかよく分からないので、結果的に自分たちの生活がどうなるのか大きな不安を抱えている。

MOF 竹下：

主に、トンコン村の保護林について議論をして、これに対して注意をしていく。ナボー村に関しては、重要でないということはないが今は切り離して考える。

新井：

現在の段階では ADB と世銀が NTPC とラオス政府が何らかの対応をするまでプッシュし続けるということか。

MOF 竹下：

そういうことになる。

川合：

何らかの補償を今後目指すという一方で、移転村と前からいる村との争いが将来起こるのではないか。村の人達は昔からずっとその森で採取しており、そこに移転村の人たちがきたら、境界線問題は恐らく起きる。移転村と既存村の境界線問題はこれまでもナムトゥン 2 ダムによる影響として NGO 側から指摘されている。いま、ラオスの村レベルで見ていると、非常に境界線問題が頻発している状況であり、こういった先々起こる問題についてはどのように対処していくのか。一応補償という形ではあるけれども、これがきっちり得られるかは疑問であり、例え得られたとしても、他に採取する森の代替地が用意されている訳ではないので、非常に困窮する人は出てくるだろう。

MOF 竹下：

事務局の方もゾーニング、境界線の問題に関しては十分認識しているが、この問題を含めて、現地政府関係者と今後の対応について協議を進めていると理解しており、進展を注視していきたい。

新井：

繰り返しになるが、調査のリクエストを世銀が行うということだが、どの程度プッシュするかは分からないが、既に非常に対応が遅い。私たち JVC が NTPC 宛に書いたレターを世銀と ADB に送ったが、それを行ったのが 1 月 26 日。それから具体的な話が全く動いていない。NTPC の担当者にメールで何回もプッシュしたが、彼は長期休暇に入っており、全く何の音沙汰もないという状況で現在に至っている。プッシュするのは分かるが、何も具体的な動きが見えない状況で、時だけが流れるのは、そこで生活する村人にとっては口では説明できない不安になっている。そこで結局移転村が具体的に動けば、村人がそれまで守ってきた森が利用するために切られるので、具体的な動きが出るようになるべくスピーディーに動いて頂きたい。

神崎：

来週の会議で対策が話されるのか。

MOF 田染：

事実関係も含めて話したいということだと思う。私が聞いたところでは 6 月の始めに現地  
でアポイントメントを取らせたという話もあったが、それがうまくいかなくて、来週にな  
ったと聞いている。

新井：

話をするというのは誰と行うのか。

MOF 田染：

世銀、ADB の担当者は JVC と。

川合：

でもすでに行ってきて、担当者の方々もこの問題は認識されている。

MOF 田染：

もちろんそれを踏まえて、来週また話をすることだと思う。

神崎：

一方でゾーニングの問題がラオスで起きていることは認識をされているというお話だった  
が、ラオスでゾーニングの問題が起きているということに対して、世銀では何かしら対応  
を取る話はないのか。

MOF 竹下：

今のところはそこまで聞いていない。

松本：

ひとつは、ダムの移転と言っても、ラオスの行政能力を考えれば、今のような村人の問題  
も含めて、実はすごく難しい。生計スタイルが皆様々であるから、新しい生活環境に当て  
はまる人もいないような中で、日本でイメージしている住民移転、立ち退き問題という以  
上にもっと生活に対して深刻な影響がある。あと、マネージブルかどうか。行政官は、問  
題はマネージブルだと思っている人もいると思うが、移転を適切にするというのは実は本  
当に難しい。日本でもいろいろ問題が起きるが、ラオスでは民族問題も絡んでおり、非常  
に難しいので、こういう対応をこれからひとつひとつのダムの建設で出てくると思う。そ

それは経済効果だけを見ていると、見落とされがちだが、大きな社会問題の種を作っている可能性が十分にあることを今の話からも理解して欲しい。ラオスの人たちが自然資源に依存する生活をしないで、現金経済で生きていけるか。もしできなかった場合、大変な状況をこれから迎える。私もラオスにいて、それは非常に難しい問題だと実感していたので、そこは重視して欲しいと思う。

それから 2 点目は、補償のための調査を JVC に依頼したわけだが、それはお門違いではないか。もちろん JVC に協力を依頼するのは良いが、JVC に、どれくらい悪影響があるか定量化して調べてくれというのは、被害者側に被害の度合いを説明しろと言っているところがある。やはりここは適切に、方針として、ラオス政府及び NTPC、それをサポートしている世銀が責任をもってどのくらいの影響があるか、少なくとも定量化して議論することを、今の段階から押して頂かないと、来週テーブルに着いても以前と同じ話し合いになってしまう。今日議論したことがもったいない。JVC のメッセージとしては、ここまで話したのだから、JVC が調査をするのではなくて、あなたの方で影響調査をしてくれと、ここはクリアなメッセージとして財務省から世銀、ADB に言って頂いた方が、今日会合した意味があると思われる。

MOF 木村：

他に、どのような見方で調査を行うかという問題はあるが、JVC まかせにしないで主体的にイメージをしてくれというメッセージは先ほどの通り。

高橋：

今の話にも繋がるが、基本はやはりコミュニケーションだと思う。エンゲージメント、ディスエンゲージメントという話があったが、ディスエンゲージメントしてもコミュニケーションは続けられるわけだから、その意味で、この事例は小さな事例かもしれないが、やはり本来このように影響が出る可能性があるところに積極的にコミュニケーションするという姿勢があまり感じられず、対応が遅れていることを全体として制度化して対処することが感じられないように受け取られてしまう。その意思をきちんと見せていく必要がある。

### 3. バングラデシュ・フルバリ石炭採掘事業について (ADB)

藤沼：

フルバリ石炭採掘事業に関しては、定期協議会で何度か議題として出させて頂いている。この事業はバングラデシュの北西部に位置するディナプール県のフルバリにてアジアエナジー社が計画中のフルバリ石炭採掘事業に対し、アジア開発銀行 (ADB) が民間セクター借款と政治的リスクの保証の合計 1.75 億米ドルの融資を検討している。この事業では、5 万

人にのぼる大規模な移転と環境影響への強い影響から住民が反対しており、去年の 8 月には 2、3 万人規模のデモが実施された。このデモに対し、準軍事組織が発砲し、少なくとも 3 名の方が死亡し、かなり多くの方が負傷した。

アジアエナジー社は、バングラデシュ政府に対して石炭生産の売り上げの 6%を鉱区使用料として支払うことになっている。しかし、採掘会社大手の BHP が、フルバリにおける探査権と採鉱権をアジアエナジー社に売却する以前に BHP とバングラデシュ政府との間で締結された契約では、鉱区使用料が 20%であった。つまり、フルバリにおける鉱区使用料は 20%から一気に 6%に下がったことになる。しかし、なぜこのような低い鉱区使用料になったのかという明確な根拠は示されていない。加えて、アジアエナジー社には、輸出税の免税、低い輸入税、投資控除の優遇、9 年間のコーポレートタックスの免税など、さまざまな優遇策が提案されており、バングラデシュ政府にとっては経済的メリットの低い契約となっている。ADB は、フルバリ石炭採掘事業がバングラデシュ国民にとってどのような経済的メリットがあると考えているのか。また、財務省は、このような契約内容で、バングラデシュ国民に十分な経済メリットが生じると考えているか、というのが質問の 1 番目である。

2 番目の質問としては、2 月 2 日の第 31 回財務省 NGO 定期協議では、フルバリ石炭採掘事業に関し、財務省担当者から「JACSES の調査結果とアジアエナジー社の発表に明らかに乖離が見られる事については、ADB はどうして乖離が起こっているのか関心を持っており、今後出来れば JACSES の情報をもって精査したいと考えている。可能であれば JACSES がどのような調査を行って、なぜこういうことが出てきたのか教えて頂ければありがたい、と ADB 側は言っている。また、直接 ADB とアジアエナジー社と一緒に JACSES と話をすることが可能であれば、色々な点についてより明らかに出来るのではないかとやっている」との回答があった。この回答に基づき、JACSES はフルバリ石炭採掘事業に関し、今年 5 月に京都で行われる ADB 総会において、ADB 担当者と国内外 NGO との公開協議を開催するよう ADB に要請した。しかし、ADB 担当者からは「ADB 総会は、個別プロジェクトについて議論する適切な場所ではない」、「プロジェクト実施団体や市民団体の代表とダッカ、またはプロジェクトサイトで行うべき」と公開協議を拒否する返答があった。

しかし、総会において政策に関する公開協議のみに限定し、プロジェクトに関する公開協議に応じないという姿勢は、公的金融機関として説明責任を十分に果たしていないと考える。また、バングラデシュでは今年の 1 月に非常事態宣言が発令され、住民が自主的な集会を行うことが禁止されており、自主的な集会を行った住民は逮捕の対象となっている。2 月には反対の意思表明を行った現地の住民が軍により拘束・拷問されるという事態が起きている。したがって、ADB が提案しているバングラデシュで公開協議を開催することは、実質的に困難である。また、このような協議を実施したとしても、住民が率直に意見を言え

る場にならないと考える。このような ADB の対応に対し、財務省の見解を伺いたい。

最後の質問だが、5月18日から19日にかけて、バングラデシュの市民団体の「石油・ガス・鉱物資源・エネルギー・港湾プロジェクトに関する全国委員会」の代表がフルバリを訪問した。その方がバスでフルバリに到着した直後に軍の情報局員数名が彼を取り囲み、フルバリで、住民からの情報収集活動を行わないよう圧力をかけたとのことである。その後、フルバリ内での移動に対しても軍の情報局員の尾行は継続し、一般的なオープンスペースで住民の方と話をする際にも、座るなど命令され、最終的にはフルバリのガバメントからフルバリからの退出を促されたと報告を受けている。また、別件として5月19日の夜に、この事業に懸念を表明しているバングラデシュの NGO 職員の自宅が準軍事組織により監視され、当人に対し準軍事組織から脅しの電話がかけられたと報告を受けている。このように事業に対し懸念を表明する市民団体や NGO 職員に対し、軍や政府関係者による監視、尾行、脅しが繰り返されている点について、ADB 及び財務省の考えを伺いたい。

MOF 田染：

まず、経済的メリットについて、ADB 側に確認中の部分もあるが、鉱区料の6%については、バングラデシュの法規則で定められた率であり、従ってそれに乗っ取って決められたという回答を得た。詳細な契約については、政府とアジアエナジー社との話しであるので、ここはそうなのかと思う。ADB、アジアエナジー社の分析だが、ロイヤリティ収入または税收として毎年53億ドルの収入が見込まれている。よって、マクロ的には、バングラデシュの GDP を毎年1%増加させる効果があるなど、様々な分析が行われている。そういった意味では、実際行われれば、一定の経済効果は見込まれる。しかし、この事業に ADB が関与するか、プロジェクトが実施されるのかについては、それだけで決定されるものではないので、これから慎重に検討する姿勢に変わりはない。

2つ目の質問について、京都の協議の関連で色々行き違いが生じたのではないかと思う。私自身も ADB 側に確認を取ったが、ADB 総会には、マニラからの ADB スタッフの参加は非常に限られたものであり、また、個別のプロジェクトオフィサーは来ていない。参加者はほとんど総裁や局長といった幹部に限定されており、そういった中で、どのようなミーティングを持つかは、それ程柔軟なものでないことを理解して頂ければと思う。具体的なやり取りの中でどのような話があったかは必ずしも把握している訳ではない。南アジア局の次長が面会に応じるという話があったと聞いているが、実現しなかったのはタイミングの問題があったのか。

藤沼：

クローズドであれば対応するという話だった。

MOF 田染：

そこは、会議のモダニティの問題だったと思う。公開協議という形で ADB 側が京都で行うかについては、一つの判断だったと思われる。クローズドという形でも、実質的な協議が行われるのであれば、そういう方法もあったと思われる。今後の協議については、ADB 側がオープンである事は変わらないので、形式も含めて調整して頂きたい。バングラデシュ国内での協議開催については、ADB としてこだわっているものではないと思われる。しかし、実施機関、政府機関、地元コミュニティ、貴団体も含め関係者が一同に会する形で一度実施することが望ましいという認識は ADB 側にはある。また、そのような会合をアレンジすることについても ADB は前向きである。開催場所などの問題はあると思うが、調整をして話し合う機会を持って頂くと良いと思う。

3つ目の質問については、前回は申し上げたが、ADB 側も現地の状況が難しいことは認識している。しかし、一つ一つについて必ずしも認識しておらず、こちら側からも教えて頂いた情報については ADB 側に伝え、注意喚起を促している。一般論として、プロジェクトを円滑に計画し実施するのであれば、地元住民など関係者を含めた幅広い意見交換を行うことは重要であることは間違いない。自由な意見表明の機会が持たれていないことについては、非常に問題であると考えている。この認識は ADB 側とも共通しており、私たちからも注意喚起を行う。どのような対応を取るかは政治的な問題もあり、難しいものがあるが、いずれにしても、意見交換、様々な意見を聴衆することを ADB 側からも働きかけていきたい。

藤沼：

1 番目の質問について、鉱区利用料 6%だが、これはバングラデシュの法律で決っているのか？

MOF 田染：

そのようである。ただ、いつからそのようになっているかは確認できていない。個人的な推測だが、切り替えの時期などに変ったかもしれないが、詳しいことは不明である。

藤沼：

バングラデシュでは現在、Coal Policy の改訂中である。今までバングラデシュの NGO からは、鉱区料 6%が法律に基づいた数値であるという話は聞いておらず、今回初めて聞いた。従来までは、高い鉱区料であったのにも関わらず、なぜ今このような低い水準なのかという意見が大半であった。その場合、Coal Policy の改訂時期に当たり、このような変化があったことが予想されるが。

MOF 田染：

お互い推測になるが、すでに確立している話のようであるので、この変更はもう少し前の話ではないか。度々ADBの方にも確認したが、これはバングラデシュの中で決められた法律であるという回答であった。

藤沼：

質問2であるが、京都での公開協議が行われなかった件であるが、他のNGOからの話では、チェンマイ総会では、サムットプラカンに関するセミナーがあり、プロジェクトにも関わらず、公開協議が実施されたと聞いている。よって、フルバリに関して公開協議が行われなかったことについては疑問を感じる。また、バングラデシュの政治状況から、日本での公開協議は、バングラデシュNGOにとっても安全な場所で自由な発言ができ、事業への反対意見も言える数少ない機会となったのではないかと、そういった場所で公開協議を拒否されたことについては、非常に残念であり、ADB側にももう少し考慮して欲しい。

松本：

他の個別プロジェクトについて、公開協議は行われたのか。

MOF 田染：

ないと思われる。個人的な意見だが、準備の問題などもあると思う。

藤沼：

クローズドな協議ならば対応するということがあったが、なぜオープンにすることができないのか。対応する方がいるのであれば、セミナーなど話し合いの場を設けることはできたはずであり、なぜ公開協議ができないかについて、しっかりと説明を受けることができなかったため、NGO側として納得がいかない。

藤沼：

3点目については、非常に危険な状態であると認識している。ADB総会の時に、財務省の方とアヌさんが話したかと思う。彼はフルバリを頻りに訪れ、住民がプロジェクトに反対していることを認識しており、彼は地元住民に受け入れられている。しかし、ADB総会の直後である、5月18、19日にフルバリを訪れた際に軍関係者に取り囲まれている。また、彼が情報収集を行う際に軍が妨害している。他の話では、フルバリには多くの情報局関係者と思われる軍関係者が滞在し、監視の目を光らせ、事業に対して、住民が反対意見を言わないよう無言の圧力をかけていると聞いている。こういった状況下でコンサルテーションを行うにしても、建前的な意見を聞くことはできても、住民が自由な意見を言うことが難しいのではないかと。このような住民の本当の意見を聞くことが難しい状況を、バングラデシ



ユ政府、軍関係者が作り出していることに大きな懸念を持っている。ADBはこの状況を把握しているのか、把握しているならばプロジェクトの検討を進めるべきではないと考えるがどのように考えるのか。

MOF・田染：

この話はまだ、幸い理事会にかかる前の状況である。最近の話を聞くとバングラデシュ政府としてもこの案件へのプライオリティは非常に高いものようであり、多くの関係者が絡み、難しい面があるようだ。確かにこうした危険な状況である中でプロジェクトを実施するかについては ADB 側にも慎重に検討するよう投げかけている。また、当方としてももう少し情報集めながら検討していきたい。今の段階ではこれ以上、何とも言えない。

藤沼：

アジアエナジー社に買収された新聞記者などのメディア関係者が ADB 総会に参加しフルバリ石炭採掘事業に反対したバングラデシュ NGO を名指しで「国益に反する活動を ADB 総会で行った」と新聞などを通じて非難している。また、この情報を元に軍も NGO に対する監視、脅しを行っている。アジア総会に参加した NGO やアヌさんから、軍からの脅迫電話を受けるなど身の危険を感じているという話を聞いている。このプロジェクトは住民移転が多く、ADB も 5 万人移転する。また、環境への影響もあり、住民から強い反対運動も出ている。住民の反対意見を抑えようと軍による発砲事件が起きるなど人権侵害が起これ、死傷者も出ている。こういったプロジェクトに対して、ADB が融資をすることには非常に大きな疑問を感じる。

MOF 木村：

相当な事態になっていると理解するが、ヨーロッパやアメリカの NGO でもこの件への意識が高まっていて、各方面で政府に対する動きを強めることになっているのか。

藤沼：

なっている。ADB 総会にて意見交換を行い、フルバリの現状について問題認識を共有しており、アメリカ、ヨーロッパの NGO も今後強く働きかけを行うと言っている。

MOF・木村：

これ以上は言わないが、今のご報告を重く受け止め、ADB にも話をする。

松本：

レバレッジなどの話を通じて、人権問題などに意見することはできるのか。ADB とバングラデシュはこの案件以外にも深い関わり合いがあるが、レバレッジに関する議論の際に、な

ぜ個別プロジェクトにならないとレバレッジが出てこないのかについて、よく分からない。今後もこの国に支援をするに当たり、このようなことが起こればプロジェクトに影響が出るという意味において、すべてレバレッジになると思う。そういったことで、MDBs が個別プロジェクトを踏み出したような注文をすることはできるのか、しているのか。

MOF・木村：

一つ一つの住民移転に関しては、ミクロと言えば差し障りがあるが、具体的な状況が重要であり、プロジェクトにエンゲージすることがレバレッジとして一番強い。ただそれだけでなく、世銀で言う環境アシスタンスといったものの中で、環境あるいはコミュニティへの配慮を強めることはしている。しかし、それだけで十分かは考える必要がある。

松本：

例えば、「CAS にこう書いてあるのに、こういった事態はおかしい」と議論することはあり得るのか。

MOF・木村：

あり得る。しかし、これはジャッジメンタルであり、ある程度抽象的な言葉になるので、具体的なところへ落とし込んでいく。例えば、住民移転が起こる事業は一切やってはいけないと言えばクリアだが、現状はそうではない。住民に対する配慮を十分にし、生活補償を行うことになれば、そこから先はジャッジメンタルである。

#### 4. サハリンⅡ 第二期計画の油流出対応計画について (JBIC)

神崎：

サハリン 2 については、みなさんご承知の通りサハリン島だけでなく北海道にも影響があることから FoE Japan をはじめ、色々な市民団体あるいは生物の専門家は、事業関係者に対して情報公開、そして提出した意見を反映するよう求め、融資を検討している国際協力銀行 (JBIC) に対しては融資の判断に対する説明責任を求めてきた。その中で一つのイシューとして油の流出への対応があった。それは北海道の事業関係者を初め、非常に気にしている所であり、私たちはサハリンエナジー社に対し、ロシア政府承認前の油流出対応計画 (OSRP) 案を色々な日本の専門家の意見を含め、最終的にロシア政府に承認してもらう事を求めていた。また JBIC の融資審査についても、油流出対応計画を審査の一環として検討する必要があると求めてきた。実際に色々な場面でこれらの要求をしてきた中で、前サハリンエナジー社の副社長であるデビット・グリア氏自体も日本に来られた際に、日本のステーク・ホルダーに対しては注意深く計画を読んで頂いた上で、皆さんの希望を考慮する予定であるという事も述べられた。

油流出の対応計画が草案段階では公開されないという情報も含んでいたため、私たちは大変驚き、5 月 15 日に計画を草案の時点で公開するよう要望書を提出した。しかし 6 月 9 日にサハリンエナジー社から回答を頂き、公開するつもりはないと言われた。これまでの経緯を踏まえて考えると、油流出の対応計画は油の開発において環境社会配慮面では大変重要なものだと考えるし、影響を受ける日本の専門家や市民の考える意見が反映されるべきだと考えている。この状況を踏まえ 2 点質問したい。1 点目は一般的に、石油・ガス開発プロジェクトにおいて油流出対応計画は環境社会配慮の重要なファクターであると財務省としてお考えなのか。2 点目は環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドラインの基本方針に沿って考えれば、市民の重大な関心事である油流出対応について、事業者が計画案を公開し、パブリックコメント期間を設けるなどして市民からの意見を考慮する機会があつてしかるべきだと考えるが、財務省はどのようにお考えなのか。

MOF 内田：

質問に対し順に答えさせていただく。まず 1 点目の質問だが、財務省としては JBIC が融資等を行うプロジェクトが環境及び地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れられないような影響をもたらすことがないよう、様々な手段を活用して、適切な環境社会配慮がなされていることを確認する必要があると考えている。油流出対応計画についても、油流出事故が環境周辺や地域社会に与える影響の大きさ等から、環境社会配慮の確認にあたり重要な事項と考えている。

次に2点目の質問だが、財務省としてはJBICがご指摘のガイドラインの趣旨に則り、事業者の商業上の秘密等に留意しつつ、環境レビューに関し重要な情報を公開するよう事業者等に働きかけ、必要に応じてステークホルダーの意見を求める機会が設けられるよう努めるべきと考える。本事業に対応する油流出対応計画については、ロシア連邦政府及びサハリン州政府の承認を取得する予定で現在作業を進めているとのことである。油流出対応計画の草案を公開するか否かはロシア連邦政府、サハリン州政府及び事業者が判断するものと承知しているが、油流出対応計画はロシア当局から承認取得後、その要旨が公開される予定であると承知している。なお、ご指摘のステークホルダーからの意見を求める機会については、サハリンエナジー社はこれまで様々な機会を通じて意見を伺ってきており、今後もそのように行う意向であると承知している。油流出対応計画は随時更新されるものであり、ロシア当局からの承認取得後についてもサハリンエナジー社はステークホルダーと議論する用意があると承知している。

また、日本のステークホルダーについてはサハリンエナジー社のスポンサーの下、海上災害防止センターを事務局とした油流出対応の専門家、漁業関係者等を含んだ専門家会合の枠組みの中で、具体的かつ詳細な油防除対応策を作成中であると承知している。

神崎：

お聞きしたい事があるのだが、この間、何度もこの場を通じてお話をさせて頂いているが、基本的に財務省としてはJBICの融資判断にあたって、きちんと日本の市民に対して自分の責務を果たしていくことが重要であるという発言をされているので、その点に関してはご理解を頂いていると考えている。しかしJBICの説明責任についてもこの場で話しているが、JBICの説明責任とは何なのかと考えた場合に油流出対応計画についてもおっしゃったように今後随時改定されていくものであるし、ロシア政府が承認した時点で公開されるとおっしゃっているが、油流出対応計画に限らず、他の点、例えばオオワシについても、生態系についても私たちはあまり説明を頂いていないと考えている。というのもJBICとやり取りをしても、環境アセスメントのアデンダムが出るので見て下さいとか、アクションプランを作っているのだから、そちらを見て下さいという回答であったため、JBICは説明責任を果たしているとは考えられない。だから私たちを含め納得できていないことを申し上げたい。

また、ロシアのNGOと情報交換をする中で、おっしゃったようにロシア政府による油流出対応計画の承認が近いという話を聞いている。早ければここ2~3週間で承認されるのではないかと推測されている。ここからは推測だが、各銀行は油流出対応計画がロシアで承認されるのを待って、それに対しどのような形で融資の判断を下そうかと考えているような現状であると考えている。世の中から消えつつある話題であるが、ロシア政府はサハリン2の様々な環境批判を行っている。これについてサハリンエナジー社とロシア政府は和解し

たとえ報じられたが、和解イコール法令を遵守したという事になるとは思わない。実際、ここにある数枚の写真を見てもらうと分かるが、環境影響の1つであったパイプラインのルートについて、建設の際土砂が河川に流入し鮭が産卵する河川を汚染してしまった、あるいはパイプラインが敷かれるルートが一回森林を切り開いたにも関わらず、勝手に別のルートを選択してしまったという状況が起こった。これらの写真は5月10日に撮られたが、この時点でもそのような状況が改善されていない現実がある。だから、いくらガスプロムが出資50%の株式を得て和解を図ったと一般的に報道されているが、環境面を見るとこのように改善がなされていない状況は未だにある。この中でJBICが融資を決定した場合、こういう状況にどのような説明がなされるのか？融資をしないという判断なら納得がいくが、融資するという判断を下す場合はどのように財務省はお考えか？

MOF 内田：

JBIC もしくは事業者が説明責任を果たすべきというのは、大変重要なことだと考えているので、今後も色々な問題提起がある中で、本件についてはインパクトの大きい事業なので色々な声を幅広く集約した上で融資については慎重に考えていく。ロシア政府と和解ができたのではないかとといった指摘についてはどういったものか承知していないが、いずれにせよ許認可の対象事項について現地でどのような問題があるのか、どういった対処が必要か、そのために何が求められるかということそれぞれ指摘されている個別の問題に応じて、例えばオオワシやイトウ、その他の生物に与える影響について、しかるべききちんとした説明責任を果たすことが求められるだろう。

神崎：

一方でほとんど建設は終わっている。このような状況で、これまで私たちが求めてきた通り、今の時点ではJBICがどのように判断するか私たちは知らないが、その際はきちんと説明責任を果たして頂きたいと考えている。財務省としてはそのような考えだと理解してもよろしいか？

MOF 内田：

個別にご指摘を頂いている今回の油流出対応やその他の問題についてもJBICとして融資する際に考えていくこととなる。その辺りの整理はきちんとすべきだと思う。

松本：

国際金融等業務の場合、監督権限が限られる部分があるとは思いますが、日本の行政機構の中で、最終的な意思決定をするのにどのようなプロセスを経るのか？また財務省はどこまで関係するのかについてお尋ねしたい。

MOF 内田：

一般的には政府が意思決定をする円借款と違って、国際金融等業務の案件については JBIC が主体的に行う。彼らは自主的に案件を組成し、財務省の所管の下で決めるということである。当省は一般監督権限を持っているし、影響の大きい、あるいは重要な案件については JBIC が融資すべきか、問題ないか必要な範囲で JBIC の検討状況を確認している。おっしゃる通り、限られる部分はあるかもしれないが、枠組みの中で出来ることをやっている。

松本：

財務省としては JBIC に対して、これがクリアできれば問題ないとか、これがクリアできなければ問題があるといった明確な意見をできないのか？

MOF 内田：

特に環境について詳しいエクスパティーズがあるわけではないので、そこは色々な意見を把握する中で JBIC のこれまでの対策について一つ一つ話を聞いて、これで良いかと確認することはもちろん行っている。特別何かコンディションを設けるかといったことはケースバイケースだろう。

松本：

財務省としての融資の政策判断についての見解をお聞きしたい。

MOF 内田：

もちろん色々な状況を見る。環境についての問題もしかり、他のレンダーについての問題もしかり。そこは総合的に判断する。

松本：

JBIC から何か来るのか？「明日の理事会で決めるので良いか」とか。

MOF 内田：

そこまでスペシフィックには来ない。もちろん案件概要の情報提供はある。

神崎：

最終アナウンスメント前に、私達にも問題提起して来たことについては説明をして頂きたいと思っている。一方で FoE Japan は JBIC のガイドライン策定に関わっていたわけだが、このように注目されている大きい案件に、こういう状況で融資が決まってしまうのは、ガイドラインそのものの存在意義はどうなるのかと考える。ガイドラインは法的拘束力はな

いが、JBIC が常におっしゃっているように、ガイドラインに沿って行う姿勢でいて欲しい。

MOF 内田：

JBIC は公的機関であるから、社会的な責任は果たすべき。環境ガイドラインの精神に則ってそこはきちんと行うべきだと思う。

## 5. マレーシア・パパン・セラングール導水事業の環境社会影響について (JBIC)

清水：

マレーシア・パパン・セラングール導水事業の環境社会影響について質問したい。同事業に関しては、JBIC が 2005 年 3 月に決定したものの、2007 年 5 月 18 日の時点ではまだ同事業への融資を実施していないが、現時点ではどうなっているか。今年 5 月よりコンサルティングサービスが開始されたため、JBIC による融資の実施は近いと考えている。同事業に関しては、2001 年ごろの案件形成当初から現在まで、その必要性及び環境社会影響に関して現地より疑念の声があげられているが、未だその問題は解決されていない。

1 点目について、この表は事業の環境影響評価に出ている水の消費量に関する予測についての資料だが、これを見ると、一日一人当たりの水の消費量は 98 年には 270 リットルだが、徐々に増加し、2010 年には 320 リットルになるとされている。一方、Malaysia Water Association の Malaysia Water Industry Guide 2005 によると、セラングール州（クアラルンプールを含む）の一日一人当たりの水の消費量は、2002 年は 217 リットル、2003 年は 194 リットルとなっており、当初 EIA で予測していた数字よりもはるかに下回っている。従って、1999 年に実施された SAPROF による予測において想定していた状況と、現在の状況のギャップ生じたのは、それなりの要因があると考え。以上の数字に関してどのように考えるか、財務省の考えを伺いたい。

2 点目は同じく、Malaysia Water Industry Guide 2005 によると、2003 年時点での無収水率は 43.9%で、さらに水供給一日当たりの 1 km 当たりの水損失は 107.8 m<sup>3</sup>と、マレーシア全州の中で、セラングール州が最も高い数値を示している。これらの数字は、セラングール州における水供給時の水損失への対策が必要であることを示唆していると考え、財務省のお考えはいかがか。

3 点目。同事業では、先住民族の移転の問題も非常に懸念される。合計で 520 名ほどの先住民族が移転することになる。彼らは仕事のないところに行くが、現地の NGO による非公式のインタビューによると、先住民族は移転したくないと言っている。融資の決定前からこの懸念を伝えていたが、JBIC は、現地 NGO オランアスリ問題センターへのレターの中で、

オランアスリは移転の有無を選択できる権利があると述べている。しかし、2007年4月のFoE Japanによる現地での聞き取り調査では、先住民族は移転に関する選択権があることを現在も知らされていないことが明らかになった。JBICが円借款を供与する前に、マレーシア政府が先住民族に対しその権利があることを伝え、彼らの希望や意思を確認し、それに沿った対応がなされかどうかを確保すべきと考えるが、いかがか。

4点目。96世帯が移転対象だが、うち82世帯がすでに移転の合意書にサインをしている。しかし住民の中にはその合意書の複写も受け取っていない者もいる。JBICの環境社会配慮ガイドラインには、合意書の複写についての記述はないが、常識的に考えて、合意書に署名した人がその複写を受け取ることは当然の権利だと考えるが、財務省はどのようにお考えか。

MOF 内田：

まず1つ目について。御指摘のEIAにおける一日一人当たりの水消費量予測はクアラルンプール特別区のみ、一方、Malaysia Water Industry Guide 2005の一日一人当たりの水の消費量予測では周辺地域も含めたセランゴール州を対象にしており、対象とする地域に違いがある。また、EIAの一日一人当たりの水の消費量予測は、家庭用水だけではなく、商業用水や工業用水なども含めた総和予測であるが、Malaysia Water Industry Guide 2005では家庭用水のみが対象と承知しており、両者を単純に比較することは困難である。いずれにしても、EIAによる当初の予測値と実績値のギャップの有無を含め、現地の水需要の状況などについて、マレーシア政府による確認状況を引き続きモニターしていく必要があると考えている。

2について、マレーシア政府は、第8次5ヵ年計画(2001年から2005年)の下で、過去の5ヵ年計画に引き続き、無収水率改善プログラムを実施しており、古い水道管や、壊れた水道メーターの取替え、盗水対策、水供給施設のリハビリなどを行っており、その結果、無収水率は2000年の40%から2005年の38%に減少し、セランゴール州でも、2000年の42%から37%に減少したことが報告されている。第9次5ヵ年計画(2006から2010年)では、無収水率を2010年に30%、セランゴール州は23%まで減少させることを目標として無収水率改善プログラムを継続するとともに、オペレーションセンターの設置が計画されている。以上のように、当方としてはマレーシア政府においてしかるべき水損失への対応がとられていると考える。

3点目、オランアスリについてだが、JBICによれば、2004年6月24日に、オランアスリに住む84世帯のうち、82世帯が移転同意書に署名している。これにあたり、マレーシア政府は、冠水面積、ダム堤の高度の変更及び移転計画について説明を行っているほか、署名前



には移転の有無を選択できる権利があることを説明したとのことである。なお、マレーシア政府は現地住民等の参加を得て意見等を確認するモニタリング会合を定期的に開催しており、住民等の声を聞く機会は設けられていると承知している。

最後の複写についてだが、本計画を検討するに当たっては、影響を受ける住民の権利が十分に配慮されなければならないと考えているが、自らが合意した移転合意書の複写を所持する権利に関しては、マレーシアの国内制度にも関わる問題なので、当方としてお答えすることはさし控えたい。

清水：

1点目については私の方でも再度確認する。2点目について、無収水率の低下はよかったが、そもそもこのプロジェクトが始まる前に、無収水率が下がっていれば、この計画の必要性の議論もことなるものになったのではないか。つまり、対策の順序が逆ではないか。それに対して、日本政府として、この無収水率の対策によってこの事業が必要ではなくなるかもしれないに関わらず、この事業をこのまま進めることには、問題が伴うのではないのか。

3点目、マレーシア政府は選択の有無について権利の説明を行ったとのことだが、私のインタビューでは、テムアンのコンサルテーションでは移転せよという説得があっただけで、事業や移転の権利有無に関する説明はなかったと聞いた。適切に説明したなら、なぜサインをした人の中にどうして移転したくないと言っている人がいるのか。もし本当に移転の選択に権利があることを知っていたら、私のインタビューに対して移転したくないとは言わないはずではないのか。にもかかわらず、そういう人がいるということは、権利が保障されていないということだ。従って、このような状況下でJBICはこれに融資するべきではないと考える。少なくとも、この移転の有無に関する権利だけでも確保されるべきではないか。

4点目は国内制度に関わるということだが、国内制度を理由としてJBICが対応できなければ結局、JBICが関わってもレバレッジはないのではないのか。JBICが関わることによってプロジェクトが改善するという説明が先ほどあったが、先ほどのお答えからは、JBICにどれだけのレバレッジがあるのかという点について疑問を感じざるを得ない。

MOF 内田：

無収水率に関しては、マレーシア政府が改善プログラムに取り組んでいて、改善されると報告されている。本件に関しては、無収水率の改善を見越した上で事業の必要性が検討されている。第9次5カ年計画に依れば、2005年のセラゴール州の無収水率は37%、

無収水量は一日当たり 14.1 億リットルであるが、2010 年は 23%、11.3 億リットルと、2.8 億リットルの改善が見込まれている。これに対し、本事業における一日あたりの供給量は 18.9 億リットルと、非常にインパクトも大きい。そのようなことや、無収水率の改善も含めた上で、検討されたと理解している。

現地住民に最大限関与するべきということに関しては、おっしゃられた通りだと思う。当方としては移転の選択権については、マレーシア政府から伝えられ、説明がなされていると承知している。今後とも住民等の意思を聞くことは重要。複写を持つ権利については当然の権利と考える意見もあると思うが、いかんせんマレーシアの国内制度に関わることなので、この場で答えることは差し控えたい。

清水：

この事業はもともと一日 23 億リットルの水供給が見込まれていたと思うが、それが今は 18.9 億リットルになっているということか。それは、その分水需要が減少したということか。

MOF 内田：

当初の予測値と実績値のギャップの有無を含め、現地の水需要の状況などについて、マレーシア政府による確認状況を引き続きモニターしていくことになっている。

松本：

最後の複写の件だが、無償資金協力でカンボジアの国道一号線計画を行っていて、住民は、自分たちが補償で何を合意したのか分からないことがあった。政府には補償の資料が残っているが、住民には手元に何もなく、何に合意したのかわからなくなってしまった。後から何も言えない。これは JICA の技術協力は実施促進なので、カンボジア政府に言ったと思う。今、どうなっているのか分からないが、JICA はカンボジアの制度だから何もできないとは言わなかった。JBIC も、今ここで答えられなくても議論の余地のある問題だと思うので、マレーシア政府に提案するぐらいは信頼関係の中で出来るのではないかと柔軟な態度を求める。

MOF 渡部：

今ご指摘して頂いたことを踏まえ、JBIC の方でも検討する。せっかくなので現場でのお話を伺いたい。契約を見せてくれと言っても見せてくれないのか。見せるけど渡さないのか。制度としてコピーできないのか、やってくれと言ってもできないのか。例えば、写真を撮って保存することもできないのか。

後藤：

カンボジアでの事例だと、合意書は見せるが渡さなかった。コピーについては複写の紙がないと言ったり、コピーをとるお金がないと言って、コピーもやりたがらないことがあった。

松本：

青い複写用のカーボンをたくさん用意できればいい。

MOF 渡部：

また、このような現場のお話が伺いたい。

神崎：

住民参加に関わる話だが、JBIC は第一義的には政府行うというが、他にも方法はある。JBIC は今は事業主体たる政府や企業を相手にしているが、もっと他にも情報収集の先や確認の方法はある。そこはもっと柔軟にしても良いのではないか。

MOF 渡部：

個人的な考えとしては、現地住民の JBIC への捉え方がみなさんとは違うのではないか。企業、政府を相手にしている JBIC という存在がどう入っていくのかに課題がある。JBIC が現地住民から直接話を聞くことはありえないとは思わないが、いくつかのハードルはあると思う。

後藤：

ADB や世銀では移転専門家や環境社会配慮の専門家がいる。それでも全然出来ていないが。たとえば JBIC の中でどうなっているのか。そのような専門家はいないと思うが、JBIC は行いたくないのか、行いたくてもできないのか。

MOF 渡部：

世銀などと比べれば人が少ないのは確か。ある時、突然完璧にできるようになるとは思わないが。

後藤：

JBIC でももっときちんと行いたいと思っているのに出来ないのか、それはしょうがないと諦めているのか。

MOF 渡部：

彼らもできればもっと行いたいと考えていると思う。お金、人員というストラクチャーの問題はある。

後藤：

ストラクチャーの問題が大きい部分もあるのだろう。

清水：

最新の水需要に関してマレーシア政府に確認するということがあったが、これは公開またはシェアして頂けるのか。

MOF 内田：

それは、どんな情報をマレーシア政府から提供されるのか、またどういう前提でマレーシア政府から情報を受けるかによる。もちろん公開できるものについては公開することになると思う。